

## 令和5年度事業報告

### 七尾水先区水先人会

令和5年度は、当水先区における水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所の水先引き受けに関する事務、水先人の養成並びに会員の指導及び連絡に関する事業を実施した。

#### 1. 重点事業

本年度は、更なる利用者の信頼に応え得る船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上等の水先業務の遂行に資すると共に引き受け窓口業務の円滑な実施を図るため、法人水先人会としての事業体制の確立及び合同事務所運営等の改善を重点事業として推進した。

#### 2. 各事業

次の具体的各事業を行なった。

##### (1) 水先業務の円滑な遂行のための事業

- ・本年度に於いて水先区水先人が実施した延べ202隻の水先業務に係る次の事業
    - 一、水先業務の引き受けに関する事務の実施
    - 一、会員のための料金収受事務の実施
- 水先法第46条第2項及び同施行規則第23条第1項の規定に基づき水先料上限設定認可申請し、受理認可され令和元年9月27日より新水先料を実施している。
- 一、水先の円滑な業務実施のための支援業務としてPPUを導入し、水先業務の可視化に努めた。
  - 一、水先業務二名乗船時における業務役割の再確認とその実施
  - 一、水先業務の円滑な遂行のための健康管理及び健康検査の実施（会則第34条）（令和5年4月19日円山病院にて実施）

##### ・水先人会の運営整備に関する事業

- 一、合同事務所の事務体制の再整備（担当事務の確認）
- 一、連絡体制の整備確認
- 一、七尾港台風・津波等異常気象発生時の連絡体制の整備確認

## (2) 会員の指導・連絡及び水先人の養成

- ・水先人の訓練等
  - 一、乗下船安全研修など水先人会における教育訓練の実施
  - 一、連合会指導の下に安全運航強調月間を9月に定め「水先人と船橋チームとの情報交換」をテーマに諸活動を実施
- ・水先人の水先実務に係る訓練の実施
  - 一、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する勉強会の実施（緊急時における対応を含む）5月及び11月の2回
  - 一、乗下船安全キャンペーンの実施（令和5年7月3日～7月7日迄）
  - 一、安全強調月間（令和5年9月1日～30日）

## (3) 水先人会の会務関係事業

水先人会の運営促進のため会議等を開催し、また、航行安全に関する関係者との協力関係整備のための会合等に出席した。

- ・水先人会運営のための会議 12回  
　　総会及び定例打合せ会等
- ・水先区の関係者との会合（部外会議） 2回  
　　代理店との業務連絡会、海上保安部との連絡会、海難防止協会、港湾振興協会、海事広報協会等の総会及び会議、私設バース管理者との連絡会

## (4) 日本水先人会連合会の目的を達成し合わせて海事の振興に必要と認められる事への協力事業

## (5) 水先人の養成及び確保等に関する事業

伏木水先人会、矢後 則男水先人及び大阪湾水先人会、分部 久水先人の派遣支援を受けている。

以上